

速記録 (平成28年9月2日 第15回口頭弁論)

事件番号 平成25年(ワ)第443号

証人氏名 井上敏昭

被告代理人

乙第78号証, 乙第86号証を示す

1 まず乙78号証ですが, こちらは, 証人, これから井上さんのことを証人とお呼びしますが, 証人が作成した「報告書」で間違いないですね。

はい。

2 そして, 乙86号証, こちらも「陳述書」と題する, 合計で15ページの文書となります。こちら, 証人の記憶又はお考えのとおり記載されたものと伺っていいですか。

はい。

3 冒頭に住所とお名前, 押印ございますが, 証人がなされた分でしょうか。

はい。

4 証人は, 平成15年から岩手大学で勤務をしていたというような, 国立大学法人と, それと, あと文部科学省とか, そういったところでの勤務歴があるということですが, 経歴の中で1点だけ教えてください。岩手大学主計課長として勤務していた頃, 財務に関しての業務に携わっていらっしゃいましたか。

はい, 携わっております。

5 国立大学の法人化のときも, そうすると, 財務についてのいろんな問題について御対応されていたというふうに伺っていいでしょうか。

はい。

6 では次に, 佐賀大学の財務状況について伺います。佐賀大学の財務状況については, 陳述書の1ページから2ページ目のところに記載されております。この中で, 幾つかピックアップして詳細教えていただければと思います。まず, その2ページのところには, 「より多くの学生サービスや研究に投じた額が多いほど経常利益比率は0%に近づく」というような記載がございます。ここで書かれていることというのは, 0%に近いほうがいいのかということなのでしょうか, それとも, それは必ずしもそうとは言いきれませんよということなのでしょうか。

国立大学法人は利益を追求するわけではございませんので, 学生等へ, 教育, 研究等へ投資したほうがいいのかということで, そういう表現となっております。

7 そうしますと, その下に, 22年度から26年の経常利益や当期総利益についての説明がございますが, これも, 単純に利益が残っていればいいということではないということなんですね。

はい, そうです。

8 ちなみに, 25年度は, こちらだけは経常損失というのが出ております。その理由について簡単に教えていただけますでしょうか。

平成24年度から附属病院の再整備をやっておりまして, その関係で収入が減ったということがございます。

9 その次に, 今度は附属病院の業務損益というのが出ております。こちら25年度は赤字になっているということですね。

はい。

10 こちらも, 再整備事業によるもののでしょうか。

そのとおりでございます。

11 また, 次のところで, 3ページのところに「中期目標期間」というような記載がございますが, これは, 第1期が16年から21年, 第2期が22

から27年度ということによろしいですかね。

はい。

12 その6年間で、どのようなことを総括していくのですか。

6年間の間に、中期目標、中期計画というのを策定し、更に各年度ごとに年度計画を作成し、国立大学法人としての事業計画を立て、運営していくこととなります。

13 そういった6年間で、大学は何をするかという基本的な骨格を定めると、そういったことが求められているということでしょうか。

はい、そのとおりです。

14 その中で、附属病院の再整備というものが出てきますが、こちらも、その第1期の中期目標期間から計画されていたものですね。

計画は、そのとおりです。

15 次に、病院の損益について伺っていきます。まず附属病院の収入は、証人の陳述書やほかの大学の財務レポート等にもありますが、20年から25年度までは増加はしているということですね。

はい。

16 ただ、業務損益というところで見ますと、23年度を境に大きく減少しています。

はい。

17 これは、どういった理由によるのでしょうか。

病院につきましては、収支というのは収益が伴いますので、病院については24年度以降は再整備ということを始めましたし、診療報酬等の影響にもよるものでございます。

18 その中で、収入そのものが少し頭打ちになっていますが、附属病院の工事をしたりすると経費が掛かるというのは何となく分かるんですけど、収入もちょっと下がってるぞというのは、どういったところに要因があると報

告を受けてますか。

再整備を始めるに当たり、患者数を抑えたりとかしておりましたので、収入が減っております。

19 その中で、25年度の附属病院の業務損益については、こちらはもう赤字にまでなっていると、間違いないですね。

間違いありません。

20 これは、当初からそのような予定もしていた、若しくは予測もしていたものだったのでしょうか。

24年度から工事は始まったものの、東京オリンピックの開催が決まり、全国的に建築費用等の高騰により建築費用がかさんだということも原因となっております。

21 そうすると、当初は予期していなかったけれど、そういった予期せぬ支出の増大等があって、この年は赤字にまでなってしまったと、そういう御説明だということですか。

はい。

22 では、次に再整備事業について伺います。まず簡単に、こちらはどのような目的でなされるものなのでしょうか。

附属病院につきましては、開院後、経年がたっておりますので、病棟等の整備を行い、改修を行い、再整備を始めているところでございます。

乙第76号証を示す

23 こちらが、「佐賀大学医学部附属病院再整備計画 事業費（工事費）増加額」という書類になりますが、まず見ていただいて、左手にある「当初計画」、こちらの内容について簡単に御説明いただけますでしょうか。

当初計画というものは、先ほども申し上げましたとおり、病棟、診療棟の改修若しくは新営を行うための再整備の計画として掲げ

たものでございます。

24 この中で、1つ、右の欄に「補助金・借入金」というものがございますが、これはどういったお金を指すのですか。

再整備に当たりましては、自己収入と補助金、それから借入金によって再整備を行わないと再整備が進みませんので、そのための「補助金・借入金」というのをここに書いております。

25 借入金というのは、一般の用語と同じで、後で返済するお金という意味でいいですね。

はい。

26 補助金というのは、もらえる、贈与を受けられる額だと聞いていいですか。

はい。

27 その割合というのは、どれくらいの割合なんですか。

補助金につきましては、国の文科省からの施設整備補助金と、佐賀県からの補助金というのが基本にあります。国の施設整備補助金につきましては、借入金の10%の補助金を受けることとなります。

28 そうしますと、そちらに記載されている合計額のうち、約1割が補助金、約9割が借入金と分配されると理解していいですか。

はい。

29 次に、自己資金というのはどのような資金になるのでしょうか。

自己資金というのは、病院については収益を伴う事業を行っておりますので、病院収入等による自己資金というふうに考えていただきたいと思います。

30 簡潔に言うと、こういった投資をするので、お金をためてその頭金にする、あるいは支払える現金を用意する、そういうことを指していると聞いていいですか。

はい、そのとおりです。

31 そのような自己資金の1つとして、この訴訟に出てくるような目的積立金というものがあるのでしょうか。

はい。

32 では、こちらの左側の欄が当初の計画ということで、合計で164億円ぐらいでの工事を予定していたということですね。

はい。

33 次に、右側の「現在」という欄を御覧いただければと思います。この欄では、まず、合計のところからですね、合計額の一番右下の欄は198億円となっています。これは、どういった数字になるのでしょうか。

これは、27年9月現在での、ここの表でいきますと、まだ未契約部分もございますが、契約してる部分につきまして198億ということでございます。

34 そうすると、この工事自体、事業自体、まだ続いている途中であるけれど、途中の段階で、当初の計画よりも高い、この198億円を既に投じていると、そういうふうにお聞きしてよろしいのでしょうか。

はい。先ほど申し上げましたとおり、建設費の高騰等により金額が跳ね上がっているということでございます。

35 未契約の部分は、先ほどお話しされたように、まだこの198億には含まないということですね。

はい。

36 そうすると、自己資金の部分だけでも既に30億円ぐらい当初よりも支出をしていると、そういうことになるわけですね。

はい。

37 この段階では、証人がお話しできる段階で結構なんですけど、今のところ、工事の進捗状況というのはいかがなんでしょうか。

進捗状況は、今のところ68%ほどとなっております。

38 それが、いつの時点でということですか。

8月末現在でございます。

39 今年のですね。

はい。

40 そうすると、こちらは昨年の9月の実績値なので、それよりも更に進捗は
まだなされていない状況であったと思うのですが、相当工事費等が上がっ
ております。これは、簡潔に、原因、どのようなどころにあるのでしょうか。

先ほど何回も申し上げましたとおり、建設費の高騰等によるもの
が原因だと考えております。それによって、契約期間も更に延ば
している状況でございます。

乙第77号証を示す

41 こちらは「年次計画表」ということですが、こちらを踏まえますと、当初
の計画では、もうほぼ今の段階で全ての工事が終わるという予定だったと
いうことですかね。

はい。

42 それが、現在の計画では29年度まで掛かるんじゃないかと、そういうこ
とを指しているんですね。

はい。

43 実際に、今、29年度で完成する見込みというのはそれなりにあるのとし
ょうか。

今のところ、その予定で進めております。

44 そうすると、平成25年とか6年というのは、こういった事業費もあって
相当お金を使うことになったと思いますが、実際に大学全体の財務につい
て、例えば目的積立金というような利益の確保、留保ができていたかどう

か、そのような点はいかがでしょうか。

平成24年度から再整備を開始しておりますので、その前から計
画を立て、目的積立金も積み立てておりました。

45 それは、そうしますと、24年度以降は実際にどうなりましたか。

25年度で目的積立金は使い果たしております。

46 25年度、26年度に、新たに被告の全体の事業、あるいは附属病院の事
業の中で、目的積立金というものを積み立てることはできましたか。

附属病院についても、目的積立金は積み立てております。

47 それは、今の質問を確認しますが、25年度には目的積立金を計上してい
たということですかね。

25年度は計上しております。

48 幾らか大体覚えてますか。

今ちょっと、すいません、金額は覚えておりません。

49 26年度は、いかがですか。

26年度は、目的積立金は・・・発生しておりません。

50 そうすると、なかなか積立てもできないぐらい収支も厳しかったというふ
うに聞いていいんでしょうか。

はい。

51 今後の収支の見通しについてお聞きします。まず、第1、第2期共に、文
部科学省、あるいは国の方針で、運営費交付金というのは、1.4%ある
いは1.3%毎年削られるということは、これは既定のものとして決まっ
ているのでしょうか。

はい。

52 それは、被告佐賀大学としては、大体年間幾らぐらいのお金になるんです
か。

今までは、約1億円程度削られておりました。

53 証人が新たに陳述書に書いているところによりますと、これからまた6年間、第3期中期目標期間という新しい事業期間でも、1.2%また減額がされると、これも決まっていることなんでしょうか。

はい。

54 そうすると、これから将来のこととしては、どれくらいの減額が予想されているのですか。

今のところ、1.2%ですので、8000万から、まあ、1億弱ではないかと思込んでおります。

55 ちょっと数字だけ聞くとぴんとこない部分もあるんですが、それは、どのような努力、あるいはどのような工夫をして何とか収支を整えているというところなんでしょうか。

1つは、人件費の抑制、それから物件費等の抑制についても行っているところでございます。

56 人件費をもっと、給与とかを増やしたりできるかというようなことについて、今回そういったことがこの訴訟では争われてますが、財務を預かる証人の立場としては、いかがお考えですか。

私としては、運営費交付金、若しくは授業料等の収入によって、予算の範囲内で人件費等も組むというのが私の責務だと思っております。

57 それは、そういった要望があってもなかなか上げたりは難しいぞという回答だと聞いていいんでしょうか。

はい。

58 学生納付金収入、授業料等ですが、これは、現状、増加傾向にあるとはされてなかったかと思いますが、今後の見通しについて、もし何か御意見があればお聞かせください。

文科省の設置基準というものに基づいて学生の定数も決まってお

りますので、その中でやっていくには、なかなか増えるということもないと考えております。

59 授業料も、大学で勝手に決めていいわけではなくて、文科省に何か基準とかがあって、その範囲でということでしたかね。

はい。

60 それと、あと附属病院の収入についてですが、これは先ほども伺いましたが、飽くまで証人が知る限りで結構ですが、病院の改築をしたりする中で、原告側からは、高度の設備の導入等によって更なる収入の増加等も見込めるのではないかと、あるいは、言い方を変えれば、患者さんや治療件数の増加も見込めるのではないかとというような御指摘もございます。こういったところも踏まえて、今後の病院収入の見通しについて、証人の御意見を聞かせていただけますか。

弁護士から言われたように、収入は伸びるということは考えられますが、一方で診療報酬等の引下げも考えられますので、そう簡単には伸びないのではないかと思っております。

61 診療報酬の改定というのは、公的な保険等での診療額、これを国が決めるので、そういったものに左右されると、そういうことをおっしゃってるんですかね。

はい。

62 そのほかに、佐賀大学附属病院、あるいは国立大学法人の附属病院としての特性から、今後の収支に影響を与えるような事情というのは何かありますか。

国立大学の附属病院につきましては、教育、研究、更に学生のための教育を行っており、更に高度な医療活動も行っていることから、なかなかほかの病院とは、収益も含めて違うと考えております。

63 では、次のところに移りますね。証人は、先ほど、平成16年、15年頃にも国立大学法人に勤務していたということでしたが、法人化に当たって、退職手当についてはどういう扱いにすると当時お話があったか、御記憶にございますか。

退職手当については、国の方針に基づいて支給するというのを当時聞いた記憶はございます。

64 それは、どういう立場の方がお話しされてたんでしょうか。

文部科学省からの説明があったと記憶はしております。

65 文部科学省が出している資料等の中にも、退職手当については国が責任を持つというような記載がございます。佐賀大学の財務部の責任者として、証人はこの退職手当の原資、あるいは支出の責任については、どのような制度になっているとお考えでしょうか。

今言われたように、退職手当につきましては、国のほうが決めた額によって支給されるとこちらは考えております。

66 そうすると、もともと制度上、大学が一般運営費交付金、あるいは独自の収入として附属病院の収入、こういったものから充てることというのは、少なくとも財務上は想定されていなかったと、そういうふうに向っていいんでしょうか。

はい。

67 その退職手当について、国の規定、若しくは通達があったかと思いますが、何か御記憶ございますか。

通達があったのは記憶しております。

68 その通達でも、国家公務員の退職手当法と同等の基準により支給するというような通達になっていたかと思います。

はい。

乙第56号証の2枚目を示す

69 こちらの四角囲みの部分ですが、こちらは平成16年の通達の内容でございますが、積算対象職員というのはどういった方か、御説明できますか。

平成16年に国立大学は国から法人化しております。その国家公務員の職員から法人になった方々を承継職員とって対象としております。その方々を対象としております。

70 そうすると、当時公務員だった方が法人の職員になったということのようですが、ここで書かれている内容は、その方々に国が交付する交付金ですね、こちらは国の規定で計算しますよと、こういうことが書いてありますね。

はい。

71 形式的にはそのような書き方なのですが、国としては、このほかに大学も幾らかお金を出していただきたいというような意思であったかどうか、そこはいかがですか。

当時でしょうか。

72 はい。

そこまでは、ちょっと記憶はないです。

73 現状、この記載の意味合いというのは、先ほど証人は国が退職手当について責任持つとお話しされてましたが、そういったことを規定してるものだと読んでよろしいんでしょうか。

はい、そのとおりです。

乙第11号証の2枚目を示す

74 こちらの四角囲みの下のところの欄を御覧ください。こちらは、目的積立金を積み立てたときに、何に使っていいのかということについての通達ですが、「成功報酬として役員、教職員人件費を積み増しするなど目的外使用は不適切なため、念のため申し添えます。」という記載がございます。これは、文科省はどういったことを言っているのでしょうか。

目的積立金として承認された目的積立金につきましては、新たな人件費として積み増しを目的積立金として使途することはできないということを言っております。

75 証人は、佐賀大学の当時のこの就業規則の改定をしたときの中期計画の中で、剰余金の使途をどのように定めているというふうに御記憶されてますか。

教育、研究の環境整備、附属病院の充実を図るということでございます。

76 そういった記載からすると、そういった目的の中で人件費を積み増すということは、先ほどの規定に照らして、可能であったのでしょうか。

不可能でございます。

77 それと、目的積立金について、これは後ほど会計士の方々が意見を交わされると思うんですが、目的積立金を直接多目的に利用する、これは法律上もできないという理解でよろしいですか。

はい。

78 目的積立金は目的どおり使うけれど、ほかの経費を、例えば一般交付金なんですかね、ちょっとそこは原告さんの主張なんではっきり分からないんですけど、何らかの方法で充てて、損失を出して、何か積立金を使って支出を増やすとか、そういったことは可能と思われませんか。

思いません。

79 そういった仕組み、ちょっとどういう仕組みかはっきりしない部分もありますが、実際に行うこともできないという理解でいいですか。

はい。

乙第90号証を示す

80 後ほど会計士の意見の中で予算や決算という話が出てくるので、ちょっと確認させてください。こちらは、まずどういったことを示す書類ですか。

これは、佐賀大学の予算を決めるに当たりまして、収入と支出を表したものでございます。

81 そうすると、これは25年度の予算を最初に決めるに当たって、こういう方向性で行きたいですと、そういうことを計画、検討されたものと聞いていいですか。

はい。

82 決算ではなくて、そういう計画時のものと聞いていいですかね。

はい。

83 そうしますと、この中で、人件費、学長経費、一般運営経費、附属病院経費、事項指定経費、予備費などというものがございます。

(うなずく)

84 それぞれ、ごく簡単に結構ですので、どういったことに支出する予定の支出科目であるのか教えてください。

正に、これは収入が左のほうにありますが、運営費交付金やら授業料収入等がございまして、それを基に支出というのを予算によって決めます。それに当たり、人件費をある程度積算、人件費の見積もりが出ますので、積算に基づいて予算配分を決めます。それが給与等の人件費でございます。それから、学長経費というのは、学長が佐賀大学として裁量的に使う経費として決めたものでございます。そのほか、一般運営経費というのは、物件費等々と考えていただければ結構でございます。それから、附属病院経費というのは、附属病院の運営に掛かる経費でございます。事項指定経費というものは、通年的に使う、既に毎年使うものが決まってるようなものを事項指定経費というふうに言っております。予備費というものは、不測の事態に備えて予備費というものを積算しております。連合大学院研究費というのは、鹿児島大学と連合

85 大学を組んでおりますので、その経費でございます。
これら経費の御説明をいただきましたが、この予算を決めるに当たっては、それぞれどういった事業にどの程度の金額を具体的に配分するというようなことは既に検討されていると聞いていいんでしょうか。

はい。

86 そうしますと、予備費は別として、例えば学長経費というような、13億円ぐらいの予算の中でも、これは学長の正に主観的な意向であったりとか運営方針によって、かなり手広くお金を使えるとか、そういう状況にあるんでしょうか。

制度上はございます。

87 ただ、この予算を決めるに当たっては、例えばこの中で、もう既にこういう事業にこの金額をとすることは決まっていると聞いていいんですか。

具体的には、更に細かい内訳がございますので、そのように決まっております。

88 恐らくこういった予算制度におきましても、当然、その予算内の流用というのが、例えばこれだけ100億程度の規模があるので、一、二億円できるのではないかというような指摘もあり得ると思うのですが、そういったお考えについての証人の意見はいかがでしょうか。

先ほども申し上げましたように、あらかじめある程度の積算に基づいて、予算、支出を決めますので、そういった新たな予算というのはなかなか組めないのが実情でございます。

89 最後に、何か追加で裁判官にお伝えしたいことがあれば教えてください。

大丈夫でございます。

原告ら代理人（東島）

90 まず、佐賀大学の収入構成についてお聞きしますが、収入の中で国からの運営費交付金の占める割合というのはどのぐらいですか。

多数を占めておりますが、今すぐ割合は、すいません、記憶しておりません。

乙第60号証の15ページを示す

91 佐賀大学の「財務レポート2014」というものの資料です。これの15ページの上半分の左側の構成比率で、運営費交付金が平成25年で言うと約27%ぐらい、それから附属病院の収益が51%ぐらい、それから受託費収益というのが2%ぐらい。

受託研究ですね。

92 それから、授業料等の収益が12%ぐらい。

はい。

93 補助金等収益が2%ぐらい。

はい。

94 施設費収益が、これは0%ですけども、先ほど、施設を改修したりするのにも交付金があるということを言われましたけれども、それは、この円グラフではどこに入るんでしょうか。

この中には・・・補助金等収益に入るかどうかは、ちょっとすいません、今の段階では定かではございません。

95 この円グラフの中で、佐賀大学の独自収益というのは、授業料収益12%と附属病院収益51%、それから受託研究・事業等収益2%、これが、国とかから来るお金ではなくて、独自収益ということになりますかね。

あと、その他収入というのがありまして、寄附金等があります。

96 証人が分かればですけど、寄附金というのは年間に大体どのくらい佐賀大学の場合は来てるのかがお分かりですか。

金額は、すいません、今覚えておりません。

97 寄附金というのは、用途、目的を特定した寄附金と、特定しない一般的な寄附金と、両方あるわけですね。

はい。

乙第86号証を示す

98 附属病院の再整備プロジェクトのことについてお聞きします。証人の陳述書の2ページですけれども、平成25年度においては、経常損失で4億4000万円の損失になってますね。

はい。

99 それから、附属病院セグメントにつきましては、同陳述書の3ページ、25年度は2億1100万円のマイナスと。

はい。

100 この陳述書の中に載っているものと、25年度のみが経常収益やセグメントの業務損益がマイナスとなっておりますけれども、それは、附属病院の再整備に多額の支出をしたからマイナスになったということですか。

と、併せて、患者数を再整備に伴い抑制しておりました。

101 こういう理解でいいですか。再整備をしていると、使える施設とかが従来よりも限定的になって、受入患者さんの数だとか、そういったものを限定せざるを得ないということですかね。

私は直接病院のほうではないので、どういった限定をしたかというのとは、そこまでは詳しくは分かりません。

102 附属病院の診療収入については、附属病院の再整備など、附属病院に関連する費用に使わなければならないという法律上の決まりがあるのですか。

いや、それはありません。

103 それでは、乙86号証、陳述書の3ページの下4行目から読みますけれども、「財務諸表上の数値だけを見れば、原告が主張されるように資金があるように見えますが、この資金は使途が決まっているものであり、」と、これは目的積立金のことを言われてるということですか。

はい。

104 それでは、附属病院の収入についてお聞きしますが、附属病院の収入の推移というのは、同じく乙86号証、証人の陳述書、4ページの①に記載しているとおりですね。

はい。

105 そうしますと、平成20年度から平成24年度までは増えていってるといいますか。

はい。

106 で、平成25年度が、平成24年度と比べると2000万円ぐらい減ってるということですかね。

はい。

107 平成25年度で若干減少したというのは、先ほど言われた、整備事業プロジェクトの関係で、患者の受入れとか、そういうのを制限せざるを得なかったからということですかね。

と、先ほど言われましたように、建設費に投入したということですか。

108 建設費に投入するというのは支出の問題なんで、病院収入としては、

まあ、そうですね。

109 それで、平成26年度以降の病院収入というのは伸びてるんでしょうか。平成26年度と27年度の病院収入が乙86には書かれてないので、もし御存じであれば。

26年度は、ほぼ同額、25年度に近い数字だったと記憶しておりますが、定かではございません。

110 同じく乙86号証の6ページですが、26年度、27年度も証人の陳述書に記載がありました。平成26年度、収入の推移というので6ページの下の方に表がありますが、平成26年度は、25年度より若干減ったということですかね。で、平成27年度は、逆に26年度から比べても7000

万近く増えてる、25年度から比べても6000万から7000万増えてる、このくらい増えたのが実態であるということではよろしいですか。

これは、建設費への目的積立金を、使途を26年度まで使い果たしましたので、更に建設費の自己財源を確保するために病院収入を確保したというところでございます。

111 だから、患者さんも多く受け入れて、収入も増えてるわけですよね。

建設して再整備をしている一方で、既に出来上がったものもございますので、そこを使いながら収入を上げていったというところでございます。

112 じゃ、再整備事業によって、再整備が終われば収支が良くなるということの1つの表れと見ていいですか。

いや、主尋問でもありましたとおり、そのほか、診療報酬の改定等もございますし、高度医療をやる以上は大型機器等も更新していかないとはいけませんので、そういうことは考えておりません。

113 平成27年度の収入は6ページに書いてあるんですが、経費がどのくらい掛かって、病院全体の収益、損益が書かれてないんですけれども、平成27年度の附属病院の経常利益はどうでした。

26年度よりも増えております。

114 増えてるとするのは、利益がということですか。

はい。

115 それから、附属病院セグメントの経常利益、これも26年の4億0400万円、これよりも増えてると聞いてよろしいですか。

はい。

116 先ほど、国の保険制度、これは厚生労働省が決める話なんだと思いますが、この保険料の改定の予定とかっていうのは具体的にどうですか。

私は病院関係ではないので、そこまで存じ上げておりません。

117 業務費や一般管理費の中に、減価償却費ってありますよね。

はい。

118 佐賀大学では、1年間で減価償却費ってどのくらいありますか。

金額は覚えておりません。

乙第66号証の附属明細書の10ページを示す

119 ここに、「教育経費」の中に、上から18行目ぐらいのところに「減価償却費」とあって、これが1億7915万円あるということですね。

はい。

120 それから、ちょうど真ん中の辺りに、「研究経費」の中に「減価償却費」がありまして、これが2億4824万円ぐらいあるということですね。

はい。

121 それから、下3分の1の「設備関係費」の中の「減価償却費」として、18億5038万円ぐらい減価償却というのはあるということですね。

はい。

122 これらを見ると、20億円を超える減価償却費があるということになるんですけども、この減価償却費というのは、現実にお金が当該年度に支出されて出ていくんでしょうか。佐賀大学から現実にお金が出ていきますか。

・・・減価償却というのは、物を買えば、それに伴って、経理上、減価償却費というのを、費用を立てます。

123 帳面上、立てるだけで、現実にお金は出ていきませんか、減価償却費は。

はい。

124 その減価償却費というのは、ほかのことに使える利益だということにはなりませんか。

もう一度お願いします。

125 減価償却費というのは、経費として計上されていながら、実際はお金が外に出ていかないんだから、使える利益というのに現実にはなるんじゃない

- 125 ですか。
- 126 127 128 129 130 131 132
- そういうことにはなりません。
- なぜですか。
- 私もは会計基準に沿ってやっておりますので、そういうことにはなりません。
- よく分からないんだけどね。お金が出ていなくて、あるんだから、使える利益だということで、当該年度に使えるんじゃないんですか。
- 利益というものは、現金が伴うものと現金が伴わないものがございます。
- だから、減価償却というのは、外にお金が出ていかないんだから、現金があるわけですよ。違います。
- 決算上だけでは、財務諸表だけでは現金があるかどうかというのは評価はできません。
- 目的積立金ですけども、佐賀大学では毎年目的積立金を幾らぐらい積み立ててるんですか。平均みたいなもの、あります。
- ございません。
- 平成25年度では約7億円、目的積立金を積み立てたという資料がありますけれども、そのくらい積み立てたという御記憶はあります。
- 目的積立金は立ててると思います。
- 建物の新築、改修、様々な機器の購入などについても、これらの目的積立金からの支出はできるんですよ。
- 目的積立金にその目的を書いている範囲内でやることとなります。
- 退職金相当分として支給された特殊要因運営費交付金、これについてお聞きしますけれども、退職金相当分として支給された特殊要因運営費交付金を退職金以外に支出することはできますか。
- できません。

- 乙第86号証を示す
- 133 証人の陳述書の10ページ、表の3行上のところです。「反面、上記範囲内での支払いの担保を目的とするため、国家公務員手当法に定める水準以上の金額が支給されることは予定されていないのです。」と書いてありますけれども、これはどういう意味ですか。
- 特殊要因運営費交付金というのは、国家公務員の退職手当に準じて交付されておりますので、その範囲内で支給するということがございます。
- 134 10ページのその上のほうに、あなたがそういう結論に至る理由として、退職手当は法人の規定に基づいて規定されるということと、特殊要因運営費交付金として交付される金額は国家公務員退職手当法に準じて算定されるという、この2点が書いてあるんですけども、この2点から、なぜ必然的に特殊要因運営費交付金の相当額を超えた退職金を支払うことは予定されてないと言うんですかね。当然というところが理解できないんですけども。
- 退職手当は国が決めた金額でございますので、その範囲内で払うということでございます。
- 135 特殊要因運営費交付金以外の、佐賀大学の独自財源から、退職金の差額分ですね、減った分を補填するというのができない法的な根拠は何ですか。
- 法的根拠はないと思いますが、予算的に厳しい、払える予算がございません。
- 136 予算がないというのは、財務的な現実的なお金の問題だということですか。そうでございます。
- 137 一般的な国の運営費交付金から退職金の減額分を出すということはいくつかはできないのですか。

.....。

138 法律上できないのですか。

この決まった、国が定めた金額の中で払うというふうに私どもは考えております。

139 学生が納付した校納金、収入の中から、先ほど言いました退職金の差額分を出すことは法律上できないのですか。

飽くまでも、退職金につきましては国が定めた中で決めるとなっておりますので、その中で退職金を支給することとなります。

140 附属病院の収入や佐賀大学の美術館の収入から、その退職金の差額分を支払うことは法律上できないのですか。

飽くまでも国が定めた金額に基づいて退職金を払うということとしております。

141 してるというだけで、それは法律上の根拠は何なの。根拠はないと言ったよね、さっき。

・・・そこは、条文等は今すぐ分かりません。

乙第29号証の79ページ、80ページを示す

142 乙29号証は、各国立大学からの報告書、全部綴じているものですがけれども、79から80ページは金沢大学の報告書です。80ページの一番下を見てください。退職金についての調整率が、今回の内閣からの要請を受けた上で、金沢大学は、平成25年3月1日から26年3月31日までは100分の99、それから26年4月1日から27年3月31日までは100分の95、平成27年4月1日から28年3月31日までは100分の91というように、内閣の要請の比率とは全く違って削減率を圧縮してるんですよ。あなたの理解で言うと、金沢大学は、どこの財源から、これ、差額分を出してきたんでしょうか。

金沢大学のことは、私は分かりません。

143 だけど、特殊要因交付金以外のお金から補填しないと、この減額率の圧縮ってできないじゃないですか。どこからだったら出せるというふうにあなたの会計上の知識から理解できますか。

先ほど言いましたように、他大学のことは私は分かりません。

144 それでは、退職手当の支払のことはなんですけれども、ちょっとどういうふうにされるのか教えてほしいんですけど、例えば平成25年3月末日に定年退職になったのが原告らなんですけれども、原告らの退職手当については、何年度の支出として計上されるんでしょうか。平成25年3月末日退職なんで、平成24年度末の退職ということになるんですけれども、その場合、彼らの退職手当というのは、25年度の支出になるんですか、それとも24年度の支出なんですか。

支出的には翌年度に支払います。3月末で終わりますと、翌年度、半年間以内に払うこととなっております。

145 25年度の支出として大学の収支の表などでは計算されているということですか。

今すぐ、ちょっと私は分かりません。

146 平成25年3月末日に退職する職員の退職金に充てる特殊要因運営費交付金は、いつ国から大学法人に支給されるんですか。簡単に言うと、平成24年度末の退職なんで、平成24年度中に支給があるのか、それとも25年度になってから支給があるのか、どちらですか。

特殊運営費交付金というのは、一般の運営費交付金と一緒に年度当初に交付されます。年度当初に予算がされて、その間に交付されます。

147 そうすると、平成25年3月末日、平成24年度の年度末ですけども、に退職した人については、25年度になってから交付されるということですか。

支給はそうですが、どちらからの経費からは、ちょっと今私は把握しておりません。

148 附属病院の整備プロジェクトについて、最後、1つだけお聞きしますけども、乙78号証などを拝見しますと、陳述書という名前ではなかったけど、あなたの書いた報告書で言うと、整備プロジェクト、当初予算の倍のお金が掛かってるということでしたね。

はい。

149 倍のお金が掛かってるのは、東京オリンピックなどを踏まえて工事費用が高騰したと、これが要因だということですね。

はい。

150 建物の建て替えなんかについては、平成32年の東京オリンピックが終了した後に計画を変更すると、それだけお金が掛かるんだったらと、そういう選択というのは大学の中で議論はされてなかったんでしょうか。

そこは、私も病院ではないので、そこまでは分かりません。

151 新築のものは別にして、改修予定の建物で、もう使えないほど壊れてしまっているとかというものはあったんでしょうか。

そちらも分かりません。

152 民間病院や民間企業であれば、倍も費用が掛かるということで、その費用の高騰が一時的な要因であれば、要因が終了した後に計画を実行するという選択もあると思うんですが、そういったことはなされなかったんでしょうか。検討はされたんでしょうか。

そこは分かりません。

153 なぜ倍の費用が掛かって、その附属病院の整備プロジェクトだけはそのときにやるというふうに決められたか、そのいきさつはあなたはお分かりになりますか。

そこまでは存じておりません。

154 私どもから見ると、大学、お金がないから退職金は出せないんだというふうに言いながら、附属病院プロジェクトについては倍の費用が掛かろうとそのときにやると、そういう判断だということの理由が分からないのでお聞きしてるんですが、あなたは分からないんですかね。

そこまでは分かりません。

155 中期計画の変更というのは、一切認められないんですか。

変更は、制度上は認められます。

被告代理人
乙第79号証の11ページを示す

156 反対尋問でありました、附属病院の収入に関してお伺いいたします。乙79号証は、財務レポートというものの、2015年、平成27年版のものになるんでしょうか、で、こちらのセグメント情報という中で、平成26年の病院の収益が右上の欄にございます。「附属病院収益」って、上から3段目のとこに170億という記載がございますね。

はい。

157 この1つ上に、「運営費交付金収益」というのが22億円計上されてます。これは、先ほど来、国から払われるという交付金であると理解していいですか。

はい。

158 そうしますと、一応、病院としても、一定の運営費交付金をその運営の費用としてあてがわれていると、そう聞いてよろしいですか。

一部ございます。

159 その一部がこちらということですね。

はい。

160 対して、診療のための経費その他の業務費用というところを見ますと、平成26年度では201億円ぐらいが費用だというふうになっております。

はい。
161 これだけ対比しますと、病院の自己収益と業務費用が、言わばどちらが多いかという、費用が多いようにも読めるんですけど、そういった読み方は間違ってますかね。

いいえ、間違ってます。
162 要するに、言いたかったのは、病院もある程度国の支援を受けつつ運営されてるといことなのかなと思ったんですけど、そう聞いてよろしいですか。

はい。
163 あと、病院について、陳述書には公的な立場でということもありましたけど、例えば1つの具体例として、何か今思い出せる、思い付くものはありますか。

高度医療のほかに、例えば、つい最近であれば熊本震災等への医師の派遣等を実施しております。
164 そういったところは採算を問わずということですね。

はい。
乙第25号証を示す
165 こちらは、被告のほうで剰余金の使途についての承認申請を文部科学省にした文書になります。こちらを見ますと、3番目として、中期計画に記載された剰余金の使途としては、「教育・研究、キャンパス環境整備及び附属病院の充実に充てる」と、これが先ほど言った目的積立金の目的ということですかね。

はい。
166 こういった記載からしますと、当然、何らかの整備であったりとか、建物を建てるとか、あるいは、これまでしていない教育、研究のところの拡充をする、こういったことを予定して申請をしまして、そういうふうに関

いていいんですかね。

そうです。
167 例えば、こういった申請をしながら、ここの費用を、退職手当を含む、既存の従業員の方、職員の方の人件費に充てるということは許されると思われませんか。

先ほども申しましたように、人件費の上増しとかはできないこととなっておりますし、そこに書いてる目的以外に使うことはできないこととなっております。
168 あと、退職手当をどの範囲で払うべきかというのは法的な根拠はありませんという話がありましたが、これは、原告らも主張するように、一応そこは労使関係なので、国のほうで、この額じゃなきゃいけませんよという規律は直接していないと、そういうことを指しておられるんですかね。

はい。
169 ただ、国は、そうは言いながらも、反面、この額しか払いませんということも制度上明言してるわけですね。

そうです。
170 しかも、この退職手当というのは、言ってみれば、平成16年まで公務員として勤務してた分も合わせて払わなきゃいけないという制度ですよ。

そうです。
171 そうすると、純粋に、今、大学で働いてもらって、大学の収入を維持するために働いてもらったものの対価の部分と、もともと公務員として働いて、その対価を本来得るべき地位があったと、こういうものが交ざってる制度だと聞いていいですかね。

はい。
172 そういう制度って、ほかに聞いたことがありますか。
私は、ございません。

173 退職手当の特殊要因運営費交付金について、先ほど原告代理人、東島弁護士から質問がありました。私が聞いているところでは、一旦当初予算で見込額を計上して、その金額が一旦国から払われて、で、当然、実際に辞める人との過不足が出るので、それを次の年度に精算すると、そんな制度だったのかと聞いておりますが、いかがですか。

そのとおりです。

174 あと、先ほどから、利益があるのではないかと、これはこの訴訟でずっと言われてることなんです。これは公認会計士の質問にしようかなと思ってたんですけど、1点だけ井上さんに最後に確認させてください。大学病院、附属病院が利益を出したときに、その年度の利益をまずは一旦精算をしますと、で、精算をしたものを先ほどのように利益をどう処分していいですかということ。目的積立金として申請すると、こういう制度になると聞いていいですかね。

はい。

175 で、そのようにして目的積立金が残った分、当然、それは現金も大学内に留保されてることなんですよね。

はい。

176 そうやって留保された現金は、当然、翌年度の貸借対照表上の現預金の中に入ってくるわけですね。

はい。

177 それは、場合によっては次の年度の予算の中でどう使うかというような話の原資になってくるわけですね。

はい。目的積立金として承認されればということですね。

178 だから、利益があつて、直ちにそのお金をその年度中に使えるということにはなっていないと聞いていいんでしょうか。

そのとおりです。

裁判官(神本)

179 目的積立金の執行に当たって、成功報酬として人件費等に積み増しするというふうな使用というのは不適切というふうな事務連絡がなされてると思うんですけども、その事務連絡がなされた趣旨というのを御存じであれば教えてください。

詳しいことは分かりません。

(以上)

佐賀地方裁判所

裁判所速記官 久富 さと子